

福岡県福岡児童相談所長 様

一時保護所の子どもの生活・支援に関する

第三者評価

報告書

(令和4年度2月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する

第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で福岡県福岡児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護の第三者評価に関する研究）（以下ガイドライン）により、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表）等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取り組みとなることを期待する状態

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	9
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	11
第Ⅲ部 一時保護所の運営	13
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	16
第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き	17
アンケート結果	
こどもアンケート結果	18

福岡県福岡児童相談所長 様

一時保護所における子どもの
生活・支援に関する第三者評価
総評

(2022年12月19日(月) 実施分)

令和4年度2月

総 評

個々の職員が子どもたちの安全を第一に考え、一人ひとりの子どもに丁寧に対応しようとする姿勢をもち、互いに補い合い、支え合って日々の業務にあたっている点は、貴一時保護所の大きな強みであり、高く評価できます。アンケートや聴き取りの中で子どもたちが総じて一時保護所に居心地のよさを感じている様子がうかがわれたのは、こうした職員の姿勢によるところが大きいと思われます。

また、相談部門と一時保護所部門が同一敷地内にあることも、貴一時保護所の大きな強みであるといえます。児童福祉司が毎日のように子どもの顔を見に一時保護所を訪れているケースもあるとの報告もありました。適時に児童福祉司が子どもと面接し、ソーシャルワークのプロセスを丁寧に子どもに伝え、子どもの意向を聞くことができる環境は、ぜひこれからも大いに活用していただきたいと思います。この強みを活かして、一時保護所職員と相談部門職員が密接に連携することで、ソーシャルワークと生活支援が一体となった、より充実した支援が実現されることが期待されます。

他方で、子どもたちの安全を守ろうとするあまりに、ルールや制限を設けることによってトラブルや危険を回避しようとする方向に偏りがちな点については、見直しが必要と思われます。たしかに、ルールや制限によって集団生活における安全を確保することが必要な場合もありますが、必要以上の制限や細かすぎるルールは子どもの自発性や意見表明の意欲を奪いかねません。子どもが主体的に考え、意見を出し合って調整する体験をすることによって、トラブルや危険を自ら回避していく力を育てていくという視点を保護所運営に取り入れてはいかがでしょうか。

上述のような視点から子どもたちに関わっていくためにも、一時保護所の職員が、子どもが権利の主体であることを認識し、意見表明権をはじめとする子どもの権利を尊重する姿勢をもつことは保護所運営においてきわめて重要です。特に、子どもの意見表明権が尊重される仕組みを具体的に構築していくことは、貴保護所の重要課題であると考えます。

また、生活構成に関しても、子ども本位で、一般的な家庭での生活に少しでも近づけるにはどうしたらよいかといった観点からの見直しが求められます。特に次の点の改善が望まれます。

- ① 朝食開始時間が8時となっていますが、一般的な生活を考えると遅すぎるでしょう
- ② 午前だけでなく午後も、学習や運動、レクリエーションなどの活動を取り入れることを検討する必要があるでしょう
- ③ 昼食後から入浴を始める点、さらに入浴後はパジャマに着替えさせる点などは、一般生活からは大きく乖離しています
- ④ 小学校低学年から高校生まですべて一律の就寝時間となっている点については、発達段階に合わせた就寝時間を検討すべきです

一時保護所に入所する子どもたちは、強圧や命令に満ちた支配的な環境で暮らしてきた結果、常に大人の顔色をうかがいがちです。そのために、多くの子どもに自信の乏しさや自尊心の低さが認められ、子どもたちは、自発的行動を控えて受動的・消極的な態度をとったり、あるいは抱えきれなくなった思いを衝動的・暴力的な行動によって表したりします。こうした子どもたちを受け入れる一時保護所は、ルールによって制限された規則正しい

生活習慣を身につけさせる場である以前に、子どもがホッとして安心できる場所である必要があります。そのためには、一時保護所が、子どもが抱える傷の癒しの場・回復の場であり、子どもたちの育ちの場でもあることを職員全体が共有し、実践していくことが欠かせません。一人ひとりが大切なかけがえのない存在であることを子どもたちにしっかりと伝え、権利の主体である子どもの自発的な行動を尊重する関わりが求められます。職員の皆さまの強みがより活かされ、子どもたちが心から安心安全を感じ、エンパワメントされるような支援が一時保護所において実施されることを期待します。

なお、建物が改築されたばかりで、予定していた備品がそろっていない、渡り廊下の工事が未了であるなど、新しい環境を整備している過程での現地調査になりました。建物全体として、現場の意見が十分に反映されたとは言えない設計になっている点は非常に残念です。たとえば、個室が多く配置され、面積も施設の設備運営基準は満たしているものの、実際に中で生活すると圧迫感があるものとなっています。また、日常生活の中のパブリックスペースが食堂だけであり、余暇の過ごし方がかなり限定されたものになっています。職員の宿直室や休憩室が整備されていない点も改善が必要です。現場の工夫だけでは困難な点も多いとは思いますが、子どもにとって過ごしやすく、職員にとっても使い勝手のよい環境となるよう、引き続き工夫していく必要があります。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所内の前例をそのまま踏襲するのではなく、あらためて児童福祉法の理念や一時保護ガイドラインを熟読し、職員一人ひとりが施設運営者になったつもりで現状の一時保護所での生活構成や生活支援のあり方を見直していくことが求められます。特に、一時保護ガイドラインに記述されている「個に応じた支援」について、具体的な生活場面の中でどうすることが「個に応じた支援」につながるのかを考察することが求められます。 ・ 虐待や非行等の複雑な背景をもつ一時保護児童の支援においては、トラウマインフォームドケアをはじめとした最新の専門知識やスキルの習得が望まれます。また、これまでの実践を活かしながらも、子どもの権利擁護を大前提とした生活のあり方を検討し、それらの構築に向けた職員個々の意識・態度の定期的な振り返りも必要と考えます。 ・ 一時保護所コンピテンシーをさらに高める具体的方法の一つには次のような取り組みがあります。それは一時保護業務の専門的領域を構成する知識、技能、態度、行動のそれぞれにおける到達目標の設定と、それらの達成度を定期的にセルフチェックできる「研修ノート」の作成と活用です。 ・ 職員一人ひとりが、子どもの権利条約についてよく学び、子どもにはどんな権利があるのか、一時保護所ではその権利保障のために何ができていて、何が不足しているのかを検討することが求められます。 ・ シェルターとしての安全な場所という機能だけでなく、生活の場、育ちの場（教育・養育の場）としての一時保護所であること、子ども目線で一時保護所での生活を一から見直してみることが必要と思われる。

<p>児童相談所 (一時保護所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの意見表明権を具体的に保障する制度を早急に取り入れる必要があります。意見箱の設置、子ども会議の開催、第三者委員やアドボケイトの導入等、職員への相談以外に子どもが声をあげられる仕組みを検討してください。 ・ 日々の生活支援に追われる中で、一時保護所職員が見えなくなっている事柄を、一時保護所以外の職員が子どもの声の代弁者として一時保護所に伝え、一時保護所の生活支援のあり方そのものを見直していく組織的な取り組みが求められます。 ・ 担当児童福祉司、児童心理司も参加する子どもの行動アセスメントのための会議（観察会議）を定例化し、子どもの行動の意味を考えたり、子どもの行動をどう解釈したらよいかを検討することが重要です。一時保護所での行動診断や援助方針の策定には関係職員らの協議が必要であり、そのような協議をするためには観察会議の実施が不可欠です。また、観察会議は児童福祉司や児童心理司との連携を促進するのに加え、一時保護所職員の行動診断力向上の OJT の場にもなります。観察会議の開催日や時間帯については、正規・非正規を問わない一時保護所職員がほぼ全員参加できるような体制が望まれます。 ・ 専門的人材育成のために、一時保護業務に特化した初任者・中堅職員向け研修の実施や、そうした研修への職員の派遣、先進的な取り組みをしている一時保護所への訪問見学、スーパーバイズ体制の拡充などが図られることを望みます。研修内容には子どもの権利に関することが必ず盛り込まれるようにすることが求められます。 ・ 全体的に業務遂行が職員の個人的スキルに依存しており、組織的取り組みになっていないため、優れた実践もその職員の異動により継承されません。特にチーム力が求められる一時保護所では、職員の異動により大きく支援力が左右されてしまいます。そのためにも、組織として理念や運営方針を明確にしながら、属人的対応でない組織的対応となるよう取り組まれることを期待します。チームコンピテンシーは職員個人のコンピテンシーの総和に勝るからです。
<p>設置自治体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護所の入所児童の背景の複雑さや、支援の難しさが増大する現状を踏まえて、また夜間の緊急保護対応や重大事故の回避のためにも、会計年度職員に依存することなく、まずは正規職員 2 名以上で夜間体制が組める職員体制を確保する必要があります。そのためには保育士や児童指導員の正規職員としての増員を検討することが必要です。 ・ 児童相談所設置自治体として、子どもの権利についての再学習が必要と思われます。社会的養護の子ども向けの「子どもの権利ノート」の記載が、子どもに権利があることを伝える内容よりも、道徳的内容が前面に出たものとなっています。こうしたことが一時保護所の運営や子どもへの支援にも影響を与えているように思えます。権利ノートは、記載内容を抜本的に改革する必要があります。また、一時保護所の入所児童向けの権利ノートの作成も必要です。 ・ 児童相談所設置自治体が率先して先進事例に学び、現場の声を聴きながら、権利擁護の場として、育ちの場としての一時保護所の専門的ケアを向上させるための各職層の人材育成を図る必要があります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事提供の献立作成を看護師が担っていますが、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」等を踏まえて、管理栄養士の関与が不可欠です。 ・ 一時保護所へのアドボケートの派遣を早急に取り組む必要があります。 ・ 福祉行政報告例によれば一時保護された子どもの約 6 割は家庭復帰をします。家庭復帰にあたっては、地域の関係機関の支援力を十分に活かすことが子どもの最善の利益につながります。児童相談所のケースになると消極的になる市町村もありますが、要保護児童対策地域協議会の活性化や地域全体で子どもとその家庭への支援が積極的に行われるよう、県は市町村に働きかける必要があります。 ・ 一時保護された学齢児童においては、担任の面会、教材提供、家庭復帰にあたっての児童相談所側からの子どもの生活状況や学習状況の提供など、在籍校との連携がより積極的に行われる必要があります。こうしたことは、まずは県の児童相談所主管課と教育委員会が共通の認識を図らないと、なかなか学校現場まで浸透しません。県がまず教育委員会とより積極的に連携を図り、それが現場に浸透していけるようになることを期待します。
<p style="text-align: center;">国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導員の資格については、都道府県等に対して「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 43 条の厳格な遵守を求める必要があります。 ・ 一時保護所の保育士や児童指導員の研修については、研修プログラム例を示すとともに児童福祉司任用前後の研修と同レベルの研修の受講を義務化するよう強化することが求められます。 ・ 児童養護施設に準ずることとなっている一時保護所の設備及び運営については、一時保護所の特性に応じた独自の設備運営基準策定に向けた調査研究が今年度開始されていますが、子どもの権利擁護の視点を失わせない提案となることを期待します。また、一般的には改正された新しい設備基準は既存の一時保護所にはその適用が猶予される可能性が高いですが、それではこれから設計され新築される一時保護所しか改善できません。既存の一時保護所が新しい設備基準を満たすための費用の補助制度を求めます。

第 I 部 子ども本位の養育・支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- 子どもの安全を守ることが一時保護所全体の共通認識とされ、個々の職員が子どもを大切に守ろうとする姿勢で日々の業務にあたっている点は、高く評価できます。他方で、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの意思決定、意見表明を大切にするという視点が弱いようです。調査の中で聞かれた「ルールがたくさんあるが、それをまもっていれば、何不自由なく暮らせる」という子どもの感想が、端的にこれらのことを表しているように思われます。今後、安全確保に加えて、子どもたちの主体性が尊重され、ひとりひとりの子どものもつ強みがエンパワメントされるような支援・保護のあり方を検討・構築され、実践されることを期待します。
- 子ども同士のトラブルやケガなどを防ぐなど、安全を第一にした保護・支援が実践されています。しかし、安全を重視するあまりに、子どもの権利の尊重よりは、子どもが果たすべき義務や守るべきルールに重きが置かれているように見えます。「みんなが気持ちよくすごせる」ことを考えてルールを守りなさいと指導する前に、「あなたが一人の人として大切にされる」ということをしっかりと子どもに伝えることが、子どもの権利擁護の観点からは重要です。さまざまな背景事情をもってやってくる子どもたちが、自分自身が大切な存在として守られていると感じ、安心感を得られるようにすることは、一時保護所における具体的な子どもの権利保障として非常に重要であり、そうした安心感がひいてはトラブルの防止にもつながります。入所時に子どもに提示されている説明書面「一時保護所ってどんなところ？」や、もっぱら規則集になってしまっている「一時保護所のしおり」についても、こうした観点から、内容の再点検がなされることを期待します。なお、「権利ノート」についても、権利を「あなたができること、してよいこと」と説明し、「みんなの権利」が守られるようにと、ルールの部分が重視されているように読めるため、内容の見直しを検討ください。子どもの権利について子どもたちにどう伝えるかをあらためて考えることは、子どもを権利の主体として尊重する支援のあり方にもつながると思われます。
- 禁止・制限事項が多くなりがちな点については、具体的にどのようなトラブル・危険が想定されるのか、それを防いだり適切に解決したりするために禁止・制限以外の方法がないかを再点検し、過度に子どもの自由を奪うことのないようにする必要があります。衝突を未然に防ぐという視点だけでなく、衝突することを通じて、子どもたちが主体的にルールを守ったり、互いを尊重したりすることの大切さを学ぶことができるという視点も重要です。
- 個々の職員が、子どもと丁寧に向き合い、子どもの気持ちを尊重しようとする姿勢が見られる点は、高く評価できます。もっとも、子どもの意見の尊重という点においては、それだけで十分とはいえ、「職員に伝える」以外の方法で、子どもの意見表明の機会を確保することが必要不可欠です。「意見箱」の設置、第三者委員・アドボケートの導入、子ども会議の実施等、具体的な仕組みづくりを早急に検討する必要があります。意見箱の設置にあたっては、その取扱要領の制定も望まれます。また、子どもが意見や気持ちを表明するための手段のひとつとして筆記具は重要な道具であり、自傷他害回避のためとして筆記具の使用を制限することについては、意見表明権の具体的な保障という観点からも、一律ではない柔軟な取扱いが必要と考えます。

○起床・就寝・入浴の時間等、生活構成が子ども本位でなく、職員の勤務体制と安全確保の兼ね合いから定められているように感じられ、子どもの育ちを支援するという観点から、改善を検討する必要があります。外出や外遊びの機会がほとんどないことも、子どもにとって大きなストレス要因になっていると考えられます。もちろん子どもの安全確保は重要であり、現状の職員体制のもとで、一時保護所や個々の職員の努力によって改善することは難しい点多々あると思われるため、設置自治体である県においても、子どもの権利擁護の観点から職員体制の改善が必要であることを強く認識してもらう必要があります。

○性的なトラブルを回避するために、子どもたちは男女で生活空間が厳密に分けられています。しかし、仕切りカーテン 1 枚隔てての男女別の食事などには違和感を持ちます。日々の生活を通じた、男女間の年齢相応な接し方などを学べるよう、その機会を提供することも必要な支援ではないでしょうか。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	C
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	B
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	B
No.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	B
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- 新しく一時保護所が整備され、部屋の明るさや清潔感については十分に配慮されています。しかし、個室は設備運営基準をクリアしているものの狭隘感が否めず、またタンスや本棚などの家具がなく生活実感が乏しいように思われます。子どもにとって生活しやすい環境に向けてのさらなる工夫を望みます。
- 男性職員が自由に入出入りする女子エリアの居室扉には窓ガラスがありカーテンがかけられていますが、その隙間から内部が見えてしまい、プライバシーが十分に保たれていません。また布団等収納の押し入れが施錠されており、安全管理上のこととはいえ管理的で不自然さを感じます。
- テーブルと椅子が配置された食堂兼プレイルームが男女別に設けられていますが、パーテーションを外してカーペット敷きのリビングスペースを設けるなど、自室以外でくつろげる空間も必要でしょう。またこのようなリビングスペースは、体格や遊びの内容が異なる幼児にとっても安全で社会性を育てる場になると考えます。
- 個室のテレビや玩具の整備に比べて、古い教科書しかないなど学習教材が十分とは言えません。全学年全教科の教科書を揃えることは、子どもの学習権保障の基本です。通常の登校ができない状況を踏まえれば、学習指導専門員による学力に応じた細やかな教育とともに、最新の教科書を含めた学習教材の充実が必要です。
- 正規職員と非正規職員の割合、その合計人数や勤務ローテーションなどの人員体制上の制約により、子どもの生活時間・リズム（たとえば、昼間の入浴やその後のパジャマ姿、ほぼ一律の就寝時間など）が年齢相当な一般的な生活とかけ離れたものになっています。また少人数の職員で子どもの安全を維持しなければならぬため、細かなルール（たとえば、自傷他害防止のためペンなどを子どもに管理させない）が決められています。このような一律のルール化は、個に応じた支援や育ちの場としての機能を損ないます。人員体制の一層の改善に向けての検討を望みます。
- 正規の児童指導員、保育士 5 名のうち 3 名は 1 年目の職員であり、先輩職員の経験から学び、指導を受けています。今後もより一層の OJT の取り組みを期待します。そして、経験年数にかかわらずスーパーバイズは人材育成の観点からも必要なことです。「保護課分担表」における保護課長の分担事務に「スーパーバイズ」を位置づけ、実施できる人員と時間などの確保に努めることを期待します。
- 昨今の一時保護児は児童虐待や性的非行等の背景があるため、その支援は複雑困難であり高度の専門性を要します。従って、ソーシャルワーク部門との連携強化を更に進めるために、児童福祉司や児童心理司が一時保護所を訪れて、個々の子どもの様子を保護所スタッフと共有する必要があります。これらの一時保護所への訪問を個人の裁量に任せるのではなく、ルーチン化するなどの工夫を望みます。今後は児童相談所全体の動きを把握するために、保護課長のみが出席している援助方針会議に、少なくとも 1 名の児童指導員又は保育士が出席する交代・順番制等を検討してみたいかでしょうか。

○児童福祉司や児童心理司を主な対象とした所内外の研修は充実しています。今後は一時保護業務に特化した継続研修を更に充実させて、専門性の向上に努められることを期待します。

○職員の心身の健康保持のために、ハード面の制約はあるものの宿直室やゆとりある休憩室の設置が必要です。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	A
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	B
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	B
No.21	情報管理が適切に行われているか	A
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	B
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.27	警察署との連携が適切に行われているか	A
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	A
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	B

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- 子どもの満足度が全般的に高く、丁寧なかかわりの成果であると思われます。朝のミーティングで、個々の子どもたちのソーシャルワークの経過も報告され、ソーシャルワークと生活支援が乖離する危険性も少ないと感じられました。
- 子どもの生活構成を見ると、一般的な生活から大きくかけ離れているところが多々あります。特に、朝食開始が8時というのは少し遅すぎるのではないかと、いった点が気になります。一般の家庭の子どもであれば、8時はすでに登校中です。昼夜逆転生活してきた子どもがいるということであれば、その子どもだけ漸進的に改善していけばよいのではないのでしょうか。また、午後の早い時間からの入浴も一般的な生活から大きくかけ離れています。丁寧に入浴支援をしなければならぬ子どももいるかもしれませんが、そのような子どもだけ職員体制が手厚い時に入浴させればよいのであって、あるレベルの子どもに全体を合わせようとするためにこのような不自然なことが起きてしまうのではないのでしょうか。入浴後、明るいうちから「パジャマ」で生活させることについては早急に改善が必要なおところと思われます。
- 一時保護される子どもの中には、安全・安心を破壊するような「器物破損」「いじめ・暴力」「自傷」「無断外出」「性的加害」などの行動をとる子どももいます。そのような行動化が激しい子どもがいる中でほかの子どもたちの安全・安心を図るうえで、安易に行われがちなのが禁止事項を明確化してルール化していくこと、性や年齢により子どもの生活の必要以上の時間的・空間的区分、開かない窓、私物所持の著しい制限などです。最悪の事態に備えたこれらの厳しい制限は、その必要のない子どもからすれば、制限だらけ、ルールだらけで、大人は自分たちのことを全く信頼してくれないという思いを強化していくこととなります。制限しなければならない事柄を特定の子どものみに適用するのが必要な場合もありますが、その必要のない子どもにまで厳しいルールを一律適用するのは、育ちの可能性を断ってしまうこととなります。自傷する子どもからシャープペンシルを取り上げても、自傷の予防にはなりません。シャープペンシルは自傷しない子どもにとっては、とても便利な筆記用具です。自傷する子どもは、シャープペンシルがなければ、他の代替物を探します。自傷の予防やケアは、自傷の道具を取り上げることではありません。根本的な子どもの辛さへのケアやひきがねとなることを見つけだし、自傷でない方法で対処できるようになる支援が必要ではないのでしょうか。
- 生活構成や生活のしおりから読み取れるのは、子どもの安全のために、禁止事項を明確にし、トラブルの可能性のあるものを極力排除していくという姿勢です。残念ながら子どもの育ちを支援していく姿勢が感じられません。
- 児童相談所全体で、一時保護所は子どもにどのようなことをしなければならないのか、どのようなことをしてはいけないのか、なにができるのか、といった根本的な課題を検討すべきと考えられます。そのうえで、子どもの生活構成や子どもに示すルールのあり方などを再検討する必要があると思われます。その際には、前例踏襲や経験主義に陥ることなく、最新の学術研究や最新の教育を受けてきた職員の意見を尊重することが望まれます。

- 食事については看護師が献立を作成しているとのことですが、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や厚生労働省「日本人の食事摂取基準」に基づいて、管理栄養士が熱量、各種栄養素の必要量を満たした献立を作成するか関与すべきです。そして、一時保護された子どもの嗜好や食習慣、偏食など配慮した食育が行われる必要があると思われます。コロナ対策との兼ね合いでの難しさもあると思われますが、食事の時間を楽しめるような工夫が必要と思われました。栄養への配慮とともにデザートやフルーツ、飲み物の工夫のほか、子どもが選べる余地のあるメニューもあってよいのではないのでしょうか。定期的な給食委員会が開催されると、さらなる改善が期待できます。
- 登校の確保ができていないだけでなく、保護所内の学習環境が整っていないこと（廊下の机、教材の不十分さ等）に対する問題意識が弱いように感じられます。保護所で安全を確保されることによって、学ぶ楽しさをはじめ感じることでできる子どももいることを念頭に置いていただけるとよいと思います。
- 学習支援に関しては、プリント学習が実施されていますが、児童の学力に応じた1対1の個別指導時間を設けるなど一層の工夫を期待します。また、児童の在籍校との連携によって、学力の診断や学習指導の展開、また家庭復帰後の学習の連続性確保のために在籍校に学習内容や成果の引継ぎが行われるとよいと思われます。
- 閉鎖的空間での生活によるストレス軽減を目的に外出や外遊びの実施も検討されると良いと思われま
- す。
- 制限の多い一時保護所において、行事は子どもの情緒安定のために大変有効な生活のアクセントと考えられます。年間行事計画を立てて実施し、その反省のもとに次の行事の企画立案に生かすというPDCAサイクルを意識されるとよいと思います。また、行事の内容によっては、企画段階から子どもの参画をはかるなど子どもの参加権や育ちの場としても有効と思いますので、検討されることを期待します。
- 児童間の性的なトラブル回避のために、生活空間の男女別完全分離等が図られていますが、同じ生活空間で通常の交流・接触を経験することによって、異性間の適切な距離感、対人関係を育成することも必要と考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	C
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	C
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	B
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	B
No.35	食事が適切に提供されているか	B
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	B

No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	C
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	B
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	B
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	C
No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	C
No.48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B
No.50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	B
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	B
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	B
No.54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	C

第IV部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
○一人ひとりの日々の生活を観察し、子どもの行動特徴や性格の把握に努め、それらを記録にとどめて次の勤務者へ丁寧に引き継がれています。このような観察と記録は、一時保護における支援の連続性を重要視されていることであり、保護児童の安心感の基盤となっています。	
○職員個々の自己評価アンケート（全 15 人）の「No.55 保護開始時の情報把握」「No.56 総合的なアセスメントを踏まえた支援方針の決定」「No.57 支援指針に沿った個別ケア」については、SABC の評価への無回答がそれぞれ 10 人、14 人、13 人と多数でした。これらの無回答は担当外の業務項目であるためとも考えられます。しかし、担当外であっても、また非常勤の夜間のみ補助的職員であっても、一時保護所職員として直接の担当外の項目の実際を知ることは必要なことです。自らの一時保護業務との関連性や、全体業務における位置づけを理解することによって、子どもへの組織的アプローチが実践されますので、評価できるレベルまでの関与が必要です。	
○ソーシャルワーク部門との連携については、情報や認識の共有に職員が個々に取り組まれています。これらの個人的な資質等によるだけでなく、より組織的な仕組みの構築が求められます。	
○一時保護所ガイドライン（平成 30 年 7 月 6 日付子発 0706 第 4 号）では、職員が担当する保護児童の状況を十分に把握した上で、判定会議に提出することを求めています。そのため週 1 回の観察会議を開催し、一時保護所職員の合議による行動診断を実施することが示されています。しかしながら、保護課会議は開催されていますが、観察会議は開催されていません。また行動診断の記載は担当制ではなく順番制となっています。一時保護所全職員参加による観察会議の開催や、主と副の 2 名からなる担当制によって担当保護児童の行動診断が行われるよう新たな工夫を期待します。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	A
No.56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	C
No.57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	B
No.58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	B
No.59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.60	観察会議が適切に実施されているか	C

第V部 一時保護の開始及び解除手続き

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
○	子どもの所持物については適切に保管・管理されており、日用品や着替えなど必要な物品の支給・貸与も適切になされています。
○	子どものアンケートに「私物を出したい」との意見がありました。子ども自身が自己管理できる所持物の範囲について、過度な制限を課していないかについては、子どもの権利擁護に照らし合わせた他のルールの見直しとあわせて、現行の制限の必要性を再点検する必要があると思われます。
○	保護の開始にあたっては、保護所のルールや規則を伝えることにとどまらず、子どもの権利について説明し、子どもが大切にされていると感じられ、安心感を持てるような働きかけを行うことが大切です。入所時の配布書面については内容の見直しを期待します。
○	行動観察から得られた子どもの強みや弱みといった行動特徴、新規場面やフラストレーション事態での対処などの具体的で細やかな情報、また、一時保護所での生活の中で子どもから聞こえてきた本音や希望等が、相談部門と共有されるだけでなく、一時保護所職員から家族や地域の関係機関、施設職員・里親等に対して直接伝わると、一時保護解除後の支援が子どもにとってより適切で充実したものになると思われます。そのような機会が確保されるような体制の構築が望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	B
No.62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A
No.63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	B
No.64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A